

判 決 要 旨

事件番号等 令和2年(行コ)第124号自衛隊出動差止め等、各安保法制違憲
駆け付け警護等差止請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成28年(行ウ)第169号、平成29
年(行ウ)第373号、第394号)

当 事 者 控訴人(原告) 志田陽子ほか(全33名)
被控訴人(被告) 国

判決言渡期日 令和5年2月16日午後2時00分

判決裁判所 東京高等裁判所第10民事部

(裁判長裁判官・高橋讓、裁判官・菅家忠行、裁判官・家原尚秀)

第1 事案の概要

- 1 控訴人らは、第1審の東京地方裁判所において、被控訴人に対し、平成28年3月29日に施行された「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関連する内閣等の行為の違法、違憲を主張して、改正後の自衛隊法に基づく自衛隊の防衛出動等の差止めを求める(行政事件訴訟法3条7項の「差止めの訴え」であり、同条1項の「抗告訴訟」の一類型である。)とともに、控訴人らの精神的苦痛について、各自、慰謝料10万円及び遅延損害金の支払を求めた(国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求)。
- 2 控訴人らは、差止めの訴えにおいて、自衛隊の存立危機事態における防衛出動、後方支援活動としての物品又は役務の提供、協力支援活動としての物品又は役務の提供、安全確保活動・駆け付け警護の実施、武器等防護の実施を差止めの対象とし、主位的には、これらの事実行為が、控訴人らに対する直接の公

権力の行使に当たると主張し、予備的には、これらを内閣総理大臣又は防衛大臣の自衛隊に対する命令等として構成し、命令の名宛人ではない控訴人らも、その差止めを求める法律上の利益を有すると主張した。

また、控訴人らは、国家賠償請求において、控訴人らの権利を平和的生存権、人格権（生命権・身体権・精神に関する利益としての人格権、平穩生活権、主権者としてないがしるにされない権利）、憲法改正・決定権と構成し、これらが侵害されたと主張した。

3 東京地方裁判所の判断

(1) 差止めの訴えのうち、主位的主張に基づく部分について、控訴人ら主張の行為が差止めの訴えの対象となるか否か（行政事件訴訟法3条7項の「処分」に当たるか否か）は、行政事件訴訟による取消し等の対象となる行政庁の「処分」に当たるか否かの基準を示した最高裁昭和39年判決に従って判断すべきものとした上で、控訴人ら主張の行為は「処分」に当たらないとした。

次に、差止めの訴えのうち、予備的主張に基づく部分については、控訴人らは、差止めの訴えの要件を定める行政事件訴訟法37条の4第3項の「法律上の利益」を有するとはいえず、原告適格を欠くとした。

以上により、差止めの訴えを不適法なものとして、いずれも却下した。

(2) 国家賠償請求について、平成26年7月の新たな安全保障法制の整備のための基本方針の閣議決定から前記二つの法律の成立に至る内閣、国会の行為により、控訴人らが主張する内容の平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権について、法律上保護された利益が侵害されたものとは認められないなどとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した（東京地方裁判所は、前記二つの法律の内容、上記行為の憲法適合性について、特に判断を示さなかった。）。

4 控訴人らは、東京地方裁判所の第1審判決を不服として控訴した。さらに、控訴審において、差止めの訴え（抗告訴訟）が認容されない場合に備えて、行政事件訴訟法4条の「公法上の法律関係に関する訴訟」（実質的当事者訴訟）

に当たるものとして、給付訴訟、義務存在確認訴訟、地位確認訴訟、違法確認訴訟を予備的に追加した。

第2 東京高等裁判所の判断

1 主文

- (1) 本件控訴をいずれも棄却する。
- (2) 控訴人らが当審において追加した各予備的請求に係る訴えをいずれも却下する。
- (3) 当審における訴訟費用は控訴人らの負担とする。

2 争点に対する判断

- (1) 差止めの訴えのうち、主位的主張に基づく部分について

控訴人らの主張の行為が行政事件訴訟法3条7項の「処分」に該当するかどうかは、最高裁昭和39年判決に従って判断するのが相当である。そして、控訴人らの主張の行為が国民に何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務付けるものではないことなどからすると、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものに該当するとはいえず、処分性は認められない。

防衛出動の事実行為としての面についてみると、本件の全証拠によっても、防衛出動がされた場合に、我が国の国民・国土が直接の武力攻撃を受けたり、武力の応酬になって、戦争の惨禍に見舞われたりする蓋然性が極めて高いことを裏付ける事実を認めるに足りないし、防衛出動によりこのような事態が必然的に生ずるということも認めることはできない。仮に防衛出動がされ、その後に我が国が他国等からの攻撃やテロの対象になることの蓋然性が高まるなどして、国民の生命、自由及び幸福追求の権利に係る不利益が生じることになったとしても、これを防衛出動という事実行為の直接的な結果又は効果であるなどということとはできない。

- (2) 差止めの訴えのうち、予備的主張に基づく部分について

控訴人らが予備的に主張する行為が控訴人らに対して何らかの不利益な効果の受忍を直接的に義務付けるものではないことなどからすると、控訴人らが行為の差止めを求める法律上の利益を有するとはいえず、原告適格を欠くとした東京地方裁判所の判断に誤りがあるとは認められない。

(3) 憲法判断の必要性について

我が国の裁判所は、具体的争訟事件を離れて、抽象的に政府、国会の行為等の違憲、違法について判断する権限を有しない。裁判所は、具体的争訟事件について審判をする場合においても、具体的争訟事件の解決に必要な限度で法令等の憲法適合性についての審査を行うのが相当である。本件については、争われている法律、行為等の憲法適合性の判断が、各請求の当否を判断する上での論理的な前提となっているということとはできず、法令の解釈適用のみにより事件の結論を出すことができる事案であるというべきところ、事案の内容、当該憲法問題の重要性、社会的影響等を考慮しても、当裁判所において、憲法判断を行う必要性、相当性があるということとはできない。

(4) 国家賠償請求について

ア 判断枠組みについて

控訴人らは、前記二つの法律の内容が明白な違憲立法か否かを判断することによって控訴人ら主張の各行為の違法性（憲法違反）の有無を判断した上で、違法性が認められる場合に、控訴人らの権利侵害の有無等を検討することが必要となるはずであるなどと主張する。

しかし、控訴人らが主張する権利又は利益の侵害が、国家賠償法1条1項の請求を基礎付ける被侵害利益の侵害に当たらない場合には、それ以上に各行為の違法性について判断する必要があるとはいえない。そして、各行為によって控訴人らの権利又は法律上保護される利益の侵害があると認められないことは、第1審判決が説示し、以下に述べるとおりである。

イ 予防＝事前配慮原則について

控訴人らは、予防＝事前配慮原則に即して、具体的危険性の発生を待つことなく、防衛出動の発動基準の違憲性を判断、指摘すべきであるなどと主張する。

しかし、現実の法益侵害やその具体的危険性が発生していることが立証されていない以上、国家賠償法1条1項の請求を基礎付ける権利又は法律上保護される利益の侵害があるとはいえない。

ウ 平和的生存権について

憲法前文第2段第3文の「平和」が理念又は目的としての抽象的概念であること、憲法前文が全体として憲法の基本原理を宣言したものであることなどからすると、憲法13条が憲法上明示的に列挙されていない利益を新しい人権として保障する根拠となる一般的包括的権利を定めたものであることなどの事情を考慮しても、憲法上の各規定が相まって一体的に平和的生存権を具体的な権利又は法的利益として保障しているということではできない。

エ 生命及び身体に関する利益としての人格権について

集団的自衛権の行使によってもたらされると控訴人らが主張する結果発生の可能性、蓋然性の高まりは、国家賠償法1条1項の請求を基礎付ける権利又は法律上保護される利益の侵害を構成するものとみることはできない。

オ 精神に関する利益としての人格権及び内心の静謐に関する利益ないし平穏生活権について

控訴人らが主張する点を考慮しても、客観的にみて、控訴人らが主張する各行為によって、戦争やテロのおそれが切迫し、控訴人らの生命、身体の安全が侵害される具体的な危険が発生したものと認め難いことからすれば、控訴人らの精神に関する利益としての人格権及び内心の静謐に関する利益ないし平穏生活権について、国家賠償法1条1項の請求を基礎付け

る権利又は法律上保護される利益の侵害があるということとはできない。

また、自らの信条や信念と反する立法等が行われたことによって控訴人らが受けた精神的苦痛は、社会通念上受忍されるべきものといわざるを得ない。

カ 人格権としての主権者としてないがしろにされない権利及び憲法改正・決定権について

憲法96条及び日本国憲法の改正手続に関する法律が憲法改正の賛否を問う国民投票が実施される前の段階において、特定の問題に関する改正の発議の有無について、個々の国民に対し何らかの具体的な権利又は法的利益を保障したものであるということとはできない。憲法全体について検討しても、憲法が、その改正に関し、国会の発議前の時点で、個々の国民に対して何らかの具体的な権利を保障しているものと解すべき根拠は見いだせないから、憲法が、控訴人らが主張する内容の憲法改正・決定権を個々の国民に対して保障しているということとはできない。

以上の点は、控訴人らが主張する、人格権としての主権者としてないがしろにされない権利についても同様である。

(5) 控訴審において追加した各予備的請求について

ア 実質的当事者訴訟としての給付訴訟について

主位的請求と実質的に同内容のものを当事者訴訟の形式に引き直して予備的に併合提起したものにすぎず、控訴人らと被控訴人との間に個別具体的な公法上の法律関係があるとはいえない以上、このような予備的請求を公法上の当事者訴訟として許容することは相当ではないから、不適法として却下すべきである。

イ 実質的当事者訴訟としての確認訴訟について

本件において確認の対象とされる権利義務又は法律関係は、元来、国と国民一般との関係に属する事項であり、確認の訴えにより、控訴人らと被

控訴人との間の具体的な権利義務又は法律関係としてその存否を確定することになじまないものといわざるを得ない。確認の訴えにおける確認の対象として適格を欠くというべきであり、不適法として却下すべきである。

3 結論

差止めの訴えをいずれも却下し、国家賠償請求をいずれも棄却した第1審判決は相当であり、本件控訴はいずれも理由がない。また、控訴人らが当審において追加した各予備的請求は、いずれも訴えを却下するのが相当である。

以上